

令和 7 年第 4 回臨時会

天 栄 村 議 会 会 議 録

令和 7 年 6 月 30 日 開会

令和 7 年 6 月 30 日 閉会

天 栄 村 議 会

令和 7 年第 4 回天栄村議会臨時会会議録目次

第 1 号 （6 月 3 0 日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	2
議事日程の報告	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
村長議会招集あいさつ	3
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
招集者あいさつ	1 0
閉会の宣告	1 0

第 4 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第4回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和7年6月30日（月曜日）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿昭	2番	石塚 喜吉
3番	吉成 邦市	4番	馬場 吉信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝幸	副 村 長	揚妻 浩之
参事 兼 総務課長	小山 富美夫	建設課長	関根 文則

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤 伸一	書 記	石井 貴也
書 記	小山 ちえみ		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は公私ともにご多忙のところ、令和7年第4回天栄村議会臨時会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年第4回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和7年第4回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1 番 齋 藤 寿 昭 議員

2 番 石 塚 喜 吉 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午前10時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年第4回天栄村議会臨時会の会期について審議いたしました結果、今臨時会の会期は本日6月30日、1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、村長議会招集あいさつ。

村長より、令和7年第4回天栄村議会臨時会招集の挨拶の発言の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年第4回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本臨時会では、令和7年度天栄村一般会計補正予算についてご審議願うものでありますが、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和6年度繰越明許費事業である児渡安養寺線落石対策事業の工事費に変更が生じるため、歳入歳出それぞれ400万円を追加補正するものであります。

以上、議案の概要についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第1号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

1 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 令和 7 年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和 7 年度天栄村一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 49 億 1,960 万円とする。

令和 7 年 6 月 30 日提出。

天栄村長、添田勝幸。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

20 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 400 万円の増。

続きまして、歳出でございます。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路新設改良費、補正額 480 万円の増。こちらにつきましましては、令和 6 年度繰越明許費事業である児渡安養寺線落石対策事業におきまして、のり面植生吹つけ工の数量が当初設計から増となると見込まれるため、今回、14 節工事請負費に 480 万円を計上しております。

14 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額 80 万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） ただいまお配りしました議案第 1 号の説明資料について、内容を説明させていただきます。

お配りした資料の左側に平面図が記載してございます。今回、工事現場において変更が出た部分が、この平面図の赤色に塗り潰した部分の箇所が、のり面整形と植生吹きつけの面積が増となったものでございます。

こちら、当初設計においては、この範囲内ののり面整形と植生吹きつけで約 566 平方メートルを計画しておりました。実際にのり面整形工を実施、工事現場で実施したところ、現況を実測し、面積が約 907 平方メートルとなり、約 340 平方メートルの増となったものでございます。

説明資料については以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 今ちょっと説明を受けたんですけど、この青い線のところが追加になるということですか。ちょっと細かく説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

この平面図のこの赤い部分が変更の対象となる範囲でございます。この青い線は測点、測量したときの測点でございまして、この測点を基準に面積を設計上、割り出したものでございます。

この設計のやり方としては、この測点を決めまして、こののりの長さを、平面図でいう、図面上で平面の長さをまず出しまして、今度、平面的に面積を、平均断面という方法で、のり面の長さごとに平均的な面積を出して、設計の合計面積を算出しております。

そして、実際の工事では、設計されているこのピンクの箇所を、実際、土砂取りを実施します。設計どおりにやっても、実際には崩れやすい、軟らかい箇所があれば、安定するところまで削って、安全なのり面の整形をするのが実際、工事現場ではそういった作業が行われます。

ですので、実際は設計どおりいかないというのが現実的なところもありまして、それに加え、現況箇所がカーブ区間になっております。カーブ区間になっておりまして、かつすり鉢状、写真を見ていただくと、ちょっと写真でも分かりにくいかもしれませんが、すり鉢状になっておりまして、放射状に面積が広がっている状況で、この平面図というのはあくまでも平面的な、2次元で設計しているものですから、実際に現場では立体的に、すり鉢状になっていれば、その分が面積が増えるというような状況でございます。

ですので、実際に今度、面積を実測で測量した結果、約340平方メートルの増となったものでございまして、この増えたのり面整形と植生吹きつけの実施で、補正額が480万の増ということで計上させていただいたものであります。

あくまでも、道路ののり面の安全を担保するために必要な工事でやっているものですから、その辺を、安全な部分での担保ということで、どうしようもない変更ということでございますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） それなら、最初からその設計屋がそういうのを想定しなくちゃいけないあれなんじゃないんですか、これ。補正で追加をってすぐ出したがるけれども、これは想定

外だって、想定外を想定してやらなくちゃいけないんじゃないんですか。その設計屋がどう
いう見方をしているんだか、現場確認しながらやった設計なんでしょう、これ。じゃ、簡単
にそういう、あれだから、こうなったからという、そういう想定というのは最初からできな
かったんじゃ、設計屋がちょっと甘かったんですか。その辺をはっきりしてください。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

この現在の設計方法では、このような平面的、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも
平面的に設計するのが通常でございます。やっぱりその基準に則って面積計算をしております。

県にも一応、これだけ面積が増えるということで、再度、設計誤りがあったかどうかとい
うことも含めて、県にも相談させていただきました。やはり県でも、これは設計基準どおり
で、このような方法でやるしかないということで、やはり土木工事というのは、現場で土質
とか、それは掘ってみないと分からないというものもありますので、これは設計誤りではな
くて、こういうやむを得ない変更だろうということでも、県のほうからもそういった認識を
いただいております。

議員おっしゃるとおり、何でも変更ということもありますので、ちょっと誤解のないよう
にちょっと追加で説明させていただきたいんですが、公共工事というのは、公金という性質
上もあり、質の良い工事で、かつ費用を抑えることを考慮して、設計段階では基本的に過大
に設計をするということはありません。そのような、基本的な設計基準となっております。

また、今回のように変更があったならば、現状において、現況に合わせて変更があったな
らば適切に契約変更するように、公共工事の品質確保の促進に関する法律にも定められてお
りますので、増額変更になることが間違いということではありませんので、その辺はちょっ
とご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6 番、服部議員。

○6 番（服部 晃） 今、最大限にやるというあれじゃないと言ったんだけど、最小限にや
ってやると言ったんだけど、これ、設計屋ならあちこちも見ているんだもの、それ、想定
はできるんじゃないですか。これ、想定外のあれだったんですか。もう工事が始まって、想
定外のだったんですか。普通は、この設計屋はあらゆるのを見て設計しているんだもの、そ
ういうことはあり得ないんじゃないですか。これは、こういうふうになる可能性もあるなん
ていうとか、まだ、最低限に工事費を抑えるというんだけど、それ、見れば分かる部分
と違うんですか。その設計屋というのは、そういうことは想定はしないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、想定できないのかというところでございますが、これ、先ほども申し上げましたとおり、県のほうにも確認させていただいて、このような設計でやるしかないというようなお答えもいただいております。

実際、現場でも、見て、じゃ、どこまで掘ればいいのかというのは、やっぱりそこは、全部調査してやるというのは不可能でございます。

もし仮に全て調査をしてやるということになってしまうと、設計費用がもう膨大な金額、見えないところを調査するということなので、その辺も含めて、公共工事というのは、設計の段階できっちり100%見ようとすれば、設計の段階で過大にやはり費用がかかってしまう。それを抑えるために、実際工事に入って、現場に合わせてやってくださいというような、そういった基準になっております。

国や県の調査でも明らかになっておりますが、公共土木工事の8割が変更設計が必要な工事となっております。これ、現実的にもう変更設計はありきでやらなければならないというような、これは、国のほうでもそういった見解でございますので、公共工事の品質確保の促進に関する法律でもそのような見解、そういった形で定めておられますので、その辺、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 説明は分かったんですが、この赤い部分で、もともと切土するときの土質と、実際切土したときにどのぐらいその勾配が変わったのかというのは、どのぐらいなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

こちらののり面に関して、設計の段階で硬度試験というものをやっております。硬度試験において、数か所でやっておりますが、基本的に植生吹きつけで、厚さを3センチから5センチで吹きつけするような基準で、基準がございます。硬度によって基準がございます。場合によっては、この面積の赤く染まっていない右側の部分に関しては、吹きつけではなくてロックネットというような、これも硬度試験によってそういった、設計基準に基づくフローチャートがございまして、それに基づいて設計がされているというものでございます。

すみません。勾配につきましては、勾配自体が極端に変わっているということではございません。基本的に、例えばのり面整形で真っすぐ切土しなければならないという設計になっておりますが、例えばそれが弱くて、実際に掘ってみれば弱くて崩れやすいというようなことであれば、やはり深掘りして、安定する、落ちないような深掘りをしたり、あとは、前後合わせて整形するものでございますから、極端に全部が、のりの勾配が変わったということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前 11 時 21 分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 22 分）

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3 番（吉成邦市） 言われていることは勾配変わらずというようなことですが、ここが変わらなかったら結局、面積は増えないので、勾配が変わるというのがやっぱり、勾配が変わらなくてその面積が増えたというのは、軟らかい岩盤が出たから奥に行って、山の高さが高いからそこまで行ったということでよろしいですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

今回の変更となる、この赤く染まった場所に関しては、図面上はあくまでも、設計前と設計後の箇所、見た目のボリュームというのは変わっておりません。

写真を見ていただくと、ちょっと分かりづらくもしれないんですが、例えば写真で赤く枠をやっているのが、この図面上でもピンクに染まっている場所なんですけれど、この赤く、枠の右側なんかを見ていただくと、もしかすると分かっていたかもしれないんですが、すり鉢状になっております。すりつけも含めて、やはりこの辺りで、やっぱり軟らかい部分と岩が落ちやすい部分が、右側に行けば行くほど岩が多いというような状況だったものですから、少し岩が落ちないように深掘りもしなくちゃならないし、実際には、平面的な測量をしています、現場では、実際、放射状に広がっているというのもありまして、それで面積が増えたものでございます。のり面とか勾配が急に変わったからというような変更増ではなくて、あくまでも現況の測ったところが面積が増えたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 3 番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 説明していただいてよく分かるんですが、設計の段階とこれが変わらなかったと言ったら、面積は変わらないんだよね、結局は。だから、深掘りしたというか奥に、岩が落ちないように奥に行ってやったということになると、平面図とじゃなくて、結局、立体的に、中に、奥に行っているからということなんでしょうから、その奥に行ったのはどのくらい行っているの。結局、奥に行けば行くほど面積が増えますね、これ。それは分かるんですけども、それがどのくらいだったのかというのと、その岩質というか土質はどんなふうに変ったのかというのをさっきお聞きした。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） その面積の増なんですが、先ほど、一番先に資料の説明をしたときも申し上げましたが、現地がカーブ、平面図に書いてあるとおり、カーブの道路の箇所になっています。ですから、先ほど言ったこの青い線に沿って平均断面を出して作成したのが設計の面積でございます。現況はカーブとなっておりますので、実際は、この平面上よりも本当は面積は、もともと設計の段階でも多かったはずなんですが、設計基準に基づいて設計をしますと……

〔発言する声あり〕

○建設課長（関根文則） 失礼しました。ちょっと立体的なものですから、今の段階ではちょっとなかなか説明もできないですし、資料もないということで、後ほど調べさせていただければと思います。

あと、その土質に関……

〔「併せてでいいよ」の声あり〕

○建設課長（関根文則） 併せて、その辺、土質も含めて、後でご説明させていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解しました。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） 申し上げます。

令和7年6月30日招集の令和7年第4回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和7年第4回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程議案につきまして、原案どおり議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第4回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午前11時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月18日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 齋 藤 寿 昭

署 名 議 員 石 塚 喜 吉

参 考 資 料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	議決月日	結 果
議案 1 号	令和 7 年度天栄村一般会計補正予算について	6 月 30 日	原案可決